

7月2日(月)から国民年金保険料の免除申請の受付が始まります



免除の承認期間 平成24年7月～平成25年6月

所得が少ない、または失業などにより保険料を納めることが困難な場合に、申請をして承認を受けると、保険料の免除や納付を猶予することができます。

一部免除された期間は受給資格期間に含まれますが、年金受給額は保険料を全額納めたときと比べて減額されて計算されます。

なお、一部免除を受けた期間にこれらの保険料を納めない場合、「未納期間」となり、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されない場合があります。

免除割合	保険料月額
3/4免除 (1/4納付)	3,750円
半額免除 (半額納付)	7,490円
1/4免除 (3/4納付)	11,240円

全額免除
保険料の全額(月額1万4980円)を免除するものです。免除された期間には年金を受給するための期間には含まれますが、年金受給額は保険料を全額納めたときと比べて2分の1として計算されます。

一部納付
保険料の一部を免除し、残りの一部を納付していただくものです。

保険料の免除・猶予

若年者納付猶予制度
学生でない30歳未満の方が対象の制度です。同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の所得が一定水準以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

猶予された期間は、年金を受給するための受給資格期間には算入されますが、納付しなければ年金受給額には反映されません。

また、猶予開始から10年以内であれば、猶予されている金額を納付(追納)することができます。

免除を受けるためには
市民課国民年金係で保険料免除申請の受付後、以下の基準を日本年金機構が審査し、承認・却下を決定します。

審査基準
①申請する本人・申請者の配偶者・世帯主の平成24年度の所得額(平成23年1月1日から12月31日までの分)。
「若年者納付猶予制度」は、世帯主の所得額を除く。
②災害・失業・事業の廃止など。

ただし、国民年金保険料を口座振替でお支払いしている場合、審査に多少の時間がかかるため、承認の決定をするまでの間に、引き続き口座から国民年金保険料が引き落とされる場合がありますので、お手数ですが、金融機関または年金事務所にて、口座振替辞退の手続きをされるようお願いいたします。

お問い合わせ
浦添年金事務所
☎ 877-0511

引き続き免除を希望する場合
昨年に引き続き、免除を希望する場合は、原則として毎年7月に申請が必要です。

ただし、全額免除と猶予の場合、申請時に「継続申請」を希望し、日本年金機構に承認されると、翌年からは自動的に審査が行われ、本人申請手続きが不要になります(一部例外有り)。

日本年金機構のホームページでもご案内しています。
<http://www.nenkin.go.jp/>



問い合わせ
市民課 国民年金係(1階)
☎ 876-11234
(内線 3111、3115)

該当する方	必要書類
申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の中で、平成24年1月1日現在の住民登録が他市町村の方	平成24年度の所得課税証明書(扶養状況が記入されているもの)
平成24年度の所得の申告がまだの方	所得の申告後、申告書の写しを提出
失業の場合(平成23年3月31日以降失業)	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票のいずれか。または、退職証明書と平成24年度市民税・県民税納税通知書

免除申請手続きの際に必要となるもの
年金手帳
印鑑(認め印可)
ただし、次に該当する方は他の書類が必要となりますのでご確認ください。

国民健康保険の給付に関する各種証の切替えについて

現在お持ちの以下の証の有効期限は平成24年7月31日までですので、更新手続きが必要です。

名称	限度額適用認定証	標準負担額減額認定証	特定疾病療養受領証
概要	医療費が高額になる場合でも、限度額適用認定証を提示すると医療機関に払う金額の上限が自己負担限度額(下表を参照)までとなります。※平成24年4月1日から、外来にかかる場合でも限度額適用認定証が利用できるようになりました。※国保税に滞納がある場合は交付できないことがあります。	病気やけがで入院したときには、診察などの医療費のほか、1食の食事にかかる費用のうち260円を自己負担することになりますが、住民税非課税世帯(下表③、⑥、⑦)に属する人は「標準負担額減額認定証」、または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示すれば、標準負担額が減額されます。	長期にわたって高額な治療を受ける必要がある特定疾病の方は「特定疾病療養受領証」を医療機関窓口で提示すると、自己負担額が1か月1万円となります。※ただし、人工透析を実施している慢性腎不全患者のうち、70歳未満の上位所得者(下表①)は1か月2万円【特定疾病の名称】 ①人工透析を実施している慢性腎不全 ②血友病 ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
必要な申請に	過去の入院日数が90日を超えるときは、そのことが確認できる領収書	過去の入院日数が90日を超えるときは、そのことが確認できる領収書	医師の意見書(新規で交付する場合のみ)
	①国民健康保険被保険者証、②申請者の印鑑、③申請者の本人確認できるもの(運転免許証など)、④世帯主直筆の委任状(世帯主以外が申請する場合)		

70歳未満の人の自己負担限度額 <表2>

所得区分	限度額		1食あたりの食事代	交付対象の証	
	3回目まで	4回目以降(※1)		限度額適用認定証	標準負担額減額認定証
①上位所得者	150,000円	500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算。	260円	○	×
②課税	80,100円	267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算。		○	×
③非課税	35,400円	24,600円	210円 160円(※2)	○	○

①…同一世帯の国保加入者の基礎控除後の総所得金額等の合計が600万円を超える世帯
②…①以外の住民税課税世帯
③…世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の場合
④…70歳以上75歳未満の国保加入者で、住民税の課税所得が145万円以上ある人が一人でもいる世帯
⑤…④以外の住民税課税世帯
⑥…⑦以外で世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の場合
⑦…世帯主および国保加入者全員が住民税非課税かつ公的年金控除額80万円とした場合に、所得がない世帯

70歳以上の人の自己負担限度額 <表3>

所得区分	限度額		1食あたりの食事代	交付対象の証	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		限度額適用認定証	標準負担額減額認定証
④現役並み所得者	44,400円	80,100円	260円	×	×
⑤一般	12,000円	44,400円		×	×
⑥低所得者II	8,000円	24,600円	210円 160円(※2)	○	○
⑦低所得者I		15,000円	100円	○	○

※1 過去12か月間に一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額
※2 過去1年間の入院日数が90日を超える場合

国保税のコンビニ収納・ペイジー収納が始まります!

これまで、国保税の納付場所は、県内の金融機関に限られていましたが、納税者の皆さまの利便性を高めるために、全国約45,000店舗あるコンビニ店頭で納めることができるコンビニ収納と、パソコン、携帯電話、ATM等で納めることができるペイジー収納を始めました。また、全国のゆうちょ銀行(郵便局)でも納付できるようになりました。※利用方法は、納税通知書同封のチラシに記載しておりますのでご確認ください。



問い合わせ 国民健康保険課 給付係 ☎ 876-1234 (内線3714)